

平成21年11月18日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

核燃料物質の加工の事業に関する保安規定の変更の認可について
(株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンに関する保安規定の変更を認可しましたので、お知らせします。

1. 事業所及び施設の名称

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

2. 申請日

平成21年11月2日

3. 認可日

平成21年11月18日

4. 認可の概要

保安管理組織の変更

(ウラン安全対策強化本部長を廃止するとともに、安全推進部長を新たに設ける。)

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 核燃料サイクル規制課長 真先

担当：浦野、大音

電 話：03 - 3501 - 1511 (内線 4891 ~ 4896)

03 - 3501 - 3512 (直通)